

令和5年度（2023年度）北海道サービス管理責任者基礎研修
北海道児童発達支援管理責任者基礎研修 募集要項

株式会社さくらコミュニティサービス

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 受講資格（別紙3 別紙4 別紙5 別紙7）

下記、「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として該当する者

【サービス管理責任者基礎研修】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する北海道内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定を含む）においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、サービス管理責任者として必要な実務経験（別紙3参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者。

【児童発達支援管理責任者基礎研修】

児童福祉法に規定する北海道内の指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者であって、児童発達支援管理責任者として必要な実務経験（別紙4参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者。

※サービス管理責任者として必要な実務経験については「別紙3」、児童発達支援管理責任者として必要な実務経験については「別紙4」を参照。

※サービス管理責任者実践研修又は、児童発達支援管理責任者実践研修の受講対象である「基礎研修修了」の要件を満たすためには、本研修の他に「相談支援従事者研修〔サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け研修〕」の受講が必要になる。また、基本的に2つの研修修了後2年以上の実務経験（OJT）が必要となる。

※研修の募集定員に満たない場合は、道外の受講希望者も受講条件の確認の上、受講対象にすることとする。

3 申込期間・研修日程・開催場所

日程区分	申込期間	講義日程 (eラーニング)	演習日程		定員
			開催日程	開催場所	
① 日程	11月13日(月) ～20日(月)	11月30日(木)～ 12月13日(水)	12月19日(火) ～20日(水)	札幌市産業振 興センター	60名
② 日程	12月4日(月)～ 15日(金)	12月25日(月)～ 1月12日(水)	1月22日(月) ～23日(火)	札幌市産業振 興センター	60名
③	1月9日(火)～	1月22日(月)～	2月15日(木)	札幌市産業振	60名

日程	16日(火)	2月2日(金)	～16日(金)	興センター	
④ 日程	2月5日(月)～ 13日(火)	2月26日(月)～ 3月8日(金)	3月21日(木) ～22日(金)	札幌市産業振 興センター	60名

※各日程の定員は、「サービス管理責任者」「児童発達支援管理責任者」の合計です。

4 研修カリキュラム

『サービス管理責任者』

別紙1の研修内容(カリキュラム)に基づき、下記通り実施する

〔講義〕 受講方法：eラーニング 期間：14日間程度

〔演習〕 受講方法：集合研修 期間：2日間

『児童発達支援管理責任者』

別紙2の研修内容(カリキュラム)に基づき、下記通り実施する

〔講義〕 受講方法：eラーニング 期間：14日間程度

〔演習〕 受講方法：集合研修 期間：2日間

5 講師

講師については、別紙8参照

6 シラバス

研修シラバスは、弊社ホームページに掲載する。

株式会社さくらコミュニティサービス 日本福祉アカデミー

URL <https://www.nihonfukushi-academy.com/>

7 研修修了の認定方法・欠席の取扱い

研修修了の認定は、以下の研修内容を全て受講及び出席したものとする

- ・講義 (e-ラーニングにおける講義受講+確認用テスト実施)
- ・演習 (集合研修2日間の受講+習熟度チェック及び研修アンケートの提出)

※各講義内容に関する留意事項

講義 (eラーニング)

- ・視聴可能なパソコン、インターネット回線により、講義日程期間で受講をする。
- ・受講(視聴)状況は、弊社システムにて確認します。講義日程期間内に受講完了できない場合は、演習(集合研修)に参加することが出来ないことと、受講を中止することとする。

演習 (集合研修)

- ・遅刻・欠席等受付時間までに来場できない場合は、決定通知書に記載の連絡先に連絡すること。
- ・欠席の場合は、当該研修日程の修了を不可とする。欠席者を対象とした補講開催はなく、途中退席の場合も同様に欠席扱いとし、修了できないものとする。

・体調管理は各自管理の上、参加すること。演習はグループワークが中心となるため、研修中の感染予防対策の案内に沿って受講すること。また、会場までの交通費及び宿泊費等の負担並びに手配については、各自又は各所属法人・事業所での負担とする。会場には公共交通機関利用での移動を推奨する。

8 申込方法

弊社ホームページの研修申込ページにアクセスし、必要事項を入力の上送信する（申込期間厳守）
URL <https://www.nihonfukushi-academy.com/app/>

※申込期限内のみ受付とする

※必要事項を全て入力すること

※入力された情報に不備又は入力内容に矛盾がある場合は、申込を受付不可とする

9 受講決定通知について

- ・受講者の選考については、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課と協議の上、申込者のサービス管理責任者等としての配置予定時期等を考慮して行い、当法人により受講可否を通知する（受講決定者には通知発送予定日に郵送の他、受講準備に関してご連絡する）
- ・申込受付期間内に申込のあった全ての方へ受講可否を通知し、通知発送予定日まで電話等による受講可否の問い合わせには回答しないこととする。なお通知発送予定日を5日以上過ぎても受講可否の通知が届かない場合は、事務局まで問い合わせすること。
- ・申込内容に虚偽があると認められた場合は、受講決定後であっても受講決定を取り消すことがある。

10 修了証

本研修を修了した者には、修了証を交付する。（再発行は行いません）

11 受講料、テキスト代金

基礎研修 21,480円

テキスト代金 3,520円（税込） 合計 25,000円

受講決定者には、受講決定通知書と振込先をご案内する。

（振込手数料は受講者負担とする。また受講料・テキスト代金の領収書は振込明細書とする）

研修開始日の10日前から当日までのキャンセルは返金を行いません。

※返金については、当社の都合により研修を中止した場合に限り受講料を返還する。

12 その他

新型コロナウイルス感染症等の影響により、北海道と協議の上、開催の中止又は日程の延期もしくは、実施方法・募集人数の変更等となる場合がある。

(お問合せ先)

株式会社さくらコミュニティサービス 日本福祉アカデミー

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 事務局

〒001-0040 北海道札幌市北区北40条西4丁目2-7

TEL: 011-708-8294 E-mail: info@nihonfukushi-academy.com

(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件、障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所等の指定に関する問い合わせ)

各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課事業指導係

※札幌市内・旭川市内・函館市内に関しては各市役所

札幌市内：札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 011-211-2938

旭川市内：旭川市福祉保険部指導監査課 障害担当 0166-25-9849

函館市内：函館市保健福祉部指導監査課 障害等担当 0138-21-3925

空知総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0126-20-0109

石狩振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 011-204-5864

後志総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0136-23-1936

胆振総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0143-24-9841

日高振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0146-22-2559

渡島総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0138-47-9536

檜山振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0139-52-6650

上川総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0166-46-4982

留萌振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0164-42-8319

宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0162-33-2985

オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0152-41-0690

十勝総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0155-27-8518

釧路総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0154-43-9254

根室振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0153-23-6915

別紙1

令和5年度 サービス管理責任者 基礎研修カリキュラム

※演習は、1日目 10:15～17:00 2日目 13:30～16:40 予定となります。

	科目	内容	時間数
サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	サービス提供の基本的な考え方	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について理解する。	60分
	サービス提供のプロセス	PDCAサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分
	サービス等利用計画と個別支援計画の関係	サービス等利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等、利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	90分
	サービス提供における利用者主体のアセスメント	サービス提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障がい種別や各ライフステージ、各サービスにおいて留意すべき視点について理解する。	150分
	個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60分
サービス提供プロセスの管理に関する演習	個別支援計画の作成	モデル事例を活用したグループワークにより、サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	315分
	個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙2

令和5年度 児童発達支援管理責任者 基礎研修カリキュラム

※演習は、1日目 10:15～17:00 2日目 13:30～16:40 予定となります。

	科目	内容	時間数
児童発達支援管理責任者の基本姿勢と支援提供のプロセスに関する講義	支援提供の基本的な考え方	支援提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づく支援提供、連携の必要性等について理解する。	60分
	支援提供のプロセス	P D C Aサイクルによる支援内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分
	障害児支援利用計画と個別支援計画の関係	障害児支援利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点が障害児支援利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。 また、障害児支援利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内支援に重点を置いた計画であることを理解する。	90分
	支援提供における利用者主体のアセスメント	支援提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障害種別や各ライフステージ、児童発達支援等において留意すべき視点について理解する	150分
	個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60分
支援提供プロセスの管理に関する演習	個別支援計画の作成	モデル事例を活用したグループワークにより、障害児支援利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	315分
	個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙3 (サービス管理責任者 実務経験要件)

サービス管理責任者の要件となる実務経験 について、申込書中①～④の定義は次のとおり	
「① 相談支援業務に従事」 →下記Ⅰの期間の通算で、 <u>要件は5年以上</u>	①と②は合算可能。 要件は5年以上
「② 直接支援業務（有資格）に従事」 →下記Ⅱの期間の通算で、 <u>要件は5年以上</u>	
「③ 直接支援業務（資格なし）に従事」 →下記Ⅲの期間が通算で、 <u>要件は8年以上</u>	
「④ 国家資格等3年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」 →下記Ⅳの業務経験が3年以上あり、ⅠからⅢまでの期間が通算で、 <u>要件は3年以上</u> (以下「実務経験者」という)	

Ⅰ

次の①から⑥までに掲げる者が、
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

① ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業

- ・ 改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
- ・ 改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
- ・ 改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
- ・ その他これらに準ずる事業

の従事者

② ・ 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所

- ・ 身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所
- ・ 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設
- ・ 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所
- ・ 社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
- ・ 発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター
- ・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

③ ・ 障害者支援施設

- ・ 児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設
- ・ 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
- ・ 生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設
- ・ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院、同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

- ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ④ ・障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項に規定する障害者職業センター

- ・同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター

- ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑤ ・特別支援学校

- ・その他これらに準ずる機関

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑥ ・健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所

の従業者又はこれに準ずる者

(社会福祉法第19条第1項(社会福祉主事)各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、IVに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る)

II

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・社会福祉法第19条第1項(社会福祉主事)各号のいずれかに該当するもの、
- ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
- ・児童福祉法第18条の4に規定する保育士、
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項(児童指導員)各号のいずれかに該当するもの、
- ・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)

が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「**直接支援の業務**」という。)に従事した期間

- ① 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害福祉サービス事業、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所）その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

III

IIの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

IV

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

別紙4 (児童発達支援管理責任者 実務経験要件)

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について、申込書中⑤～⑧の定義は次のとおり

〔⑤ 相談支援業務に従事〕

→下記Ⅰの期間の通算で、5年以上かつ
当該期間からⅢの期間を除いた期間が、3年以上

〔⑥ 直接支援業務（有資格）に従事〕

→下記Ⅱの期間の通算で、5年以上かつ
当該期間からⅢの期間を除いた期間が、3年以上

⑤と⑥は合算可能
ⅠとⅡの期間通算で5年以上
かつⅢを除いた期間3年以上

〔⑦ 直接支援業務（資格なし）に従事〕

→下記Ⅳの期間が通算で、8年以上かつ当該期間からⅤの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上

〔⑧ 国家資格等5年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事〕

→下記Ⅵの業務経験が5年以上あり、Ⅰ・Ⅱ・Ⅳの期間を通算した期間が通算で、3年以上かつ当該
機関からⅢ及びⅤの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上

(以下「実務経験者」という)

Ⅰ

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者、又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

- ① ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業
- ・ 改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
 - ・ 改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
 - ・ 改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
 - ・ その他これらに準ずる事業

の従事者

- ② ・ 児童相談所
- ・ 児童福祉法第44条の2第1項に規定する児童家庭支援センター
 - ・ 身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所
 - ・ 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設
 - ・ 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所
 - ・ 社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
 - ・ 発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター
 - ・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

③・障害児入所施設

- ・児童福祉法第37条に規定する乳児院
- ・児童福祉法第41条に規定する児童養護施設
- ・児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設
- ・児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害者支援施設
- ・老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
- ・生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設
- ・介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院、同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ④・障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項に規定する障害者職業センター
- ・同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター
 - ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑤・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）
- ・その他これらに準ずる機関

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑥・健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所

の従業者又はこれに準ずる者

（社会福祉法第19条第1項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、VIに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る）

II

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・社会福祉法第19条第1項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当するもの、
- ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
- ・児童福祉法第18条の4に規定する保育士、
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項（児童指導員）各号のいずれかに該当するもの
- ・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）

が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「**直接支援の業務**」という。)に従事した期間

- ① 障害児入所施設、児童福祉法第36条に規定する助産施設、乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1条に規定する保育所、同法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第40条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害児通所支援事業、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12条に規定する事業所内保育事業、同条第13項に規定する病児保育事業並びに同条第14条に規定する子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所）その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

III

老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等であるものが、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

IV

IIの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

V

老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

VI

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

別紙5 基礎研修の受講対象者

以下のア又はイに該当する者であって、北海道内の指定障害福祉サービス事業又は指定障害児通所・入所支援事業所（開設予定含む）にて「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として従事しようとする者

（ただし、定員に満たず追加募集する場合は道外の指定障害福祉サービス事業所からの受講者も対象とする）

ア. 「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として必要な実務経験を満たす者

イ. 「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として必要な実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者

サービス管理責任者の要件となる実務経験（別紙3参照）及び、基礎研修受講の要件

	実務経験の内容	配置要件(ア)	基礎研修受講要件(イ)
①	相談支援業務に従事	5年以上	3年以上
②	直接支援業務（有資格者）に従事	5年以上	3年以上
③	直接支援業務（資格なし）に従事	8年以上	6年以上
④	国家資格等3年経験者であり相談支援業務、 直接支援業務に従事	3年以上	1年以上

※詳細は別紙3又は「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日 厚生労働省告示第544号)」参照

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験（別紙4参照）及び、基礎研修受講の要件

	実務経験の内容	配置要件(ア)	基礎研修受講要件(イ)
①	相談支援業務に従事	5年以上(うち3年以上)	3年以上(うち1年以上)
②	直接支援業務（有資格者）に従事	5年以上(うち3年以上)	3年以上(うち1年以上)
③	直接支援業務（資格なし）に従事	8年以上(うち3年以上)	6年以上(うち1年以上)
④	国家資格等3年経験者であり相談支援業務、 直接支援業務に従事	3年以上(うち3年以上)	1年以上(うち1年以上)

※ア及びイの「(うち〇年)」は、老人福祉施設等での実務経験を除いた年数

※「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)」参照

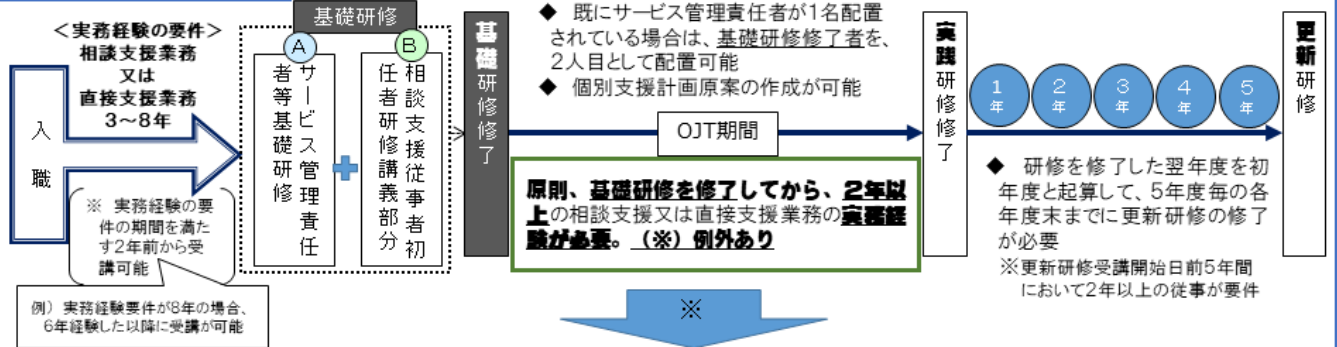
実務経験の考え方

- ・実務経験は、受講しようとする基礎研修の研修開始前月末までの期間を記載。
- ・1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

サービス管理責任者研修等の受講の考え方について

2023.9.21 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課作成

現研修体系の取扱い



※OJT 6月以上で実践研修を受講する場合の要件

◆ 次の①～③の**全ての要件を満たす**必要があります。

- ① 基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う(原則、OJT開始前に届出)。

「変更届出書」を届出するケース

- ・やむを得ない事由による人員の欠如時以降、サービス管理責任者等として**みなし配置**する場合
- ・既にサービス管理責任者等が1名以上配置され、基礎研修修了者を、**2人目以上のサービス管理責任者等として配置**する場合

「個別支援計画原案作成従事者届出書」を届出するケース

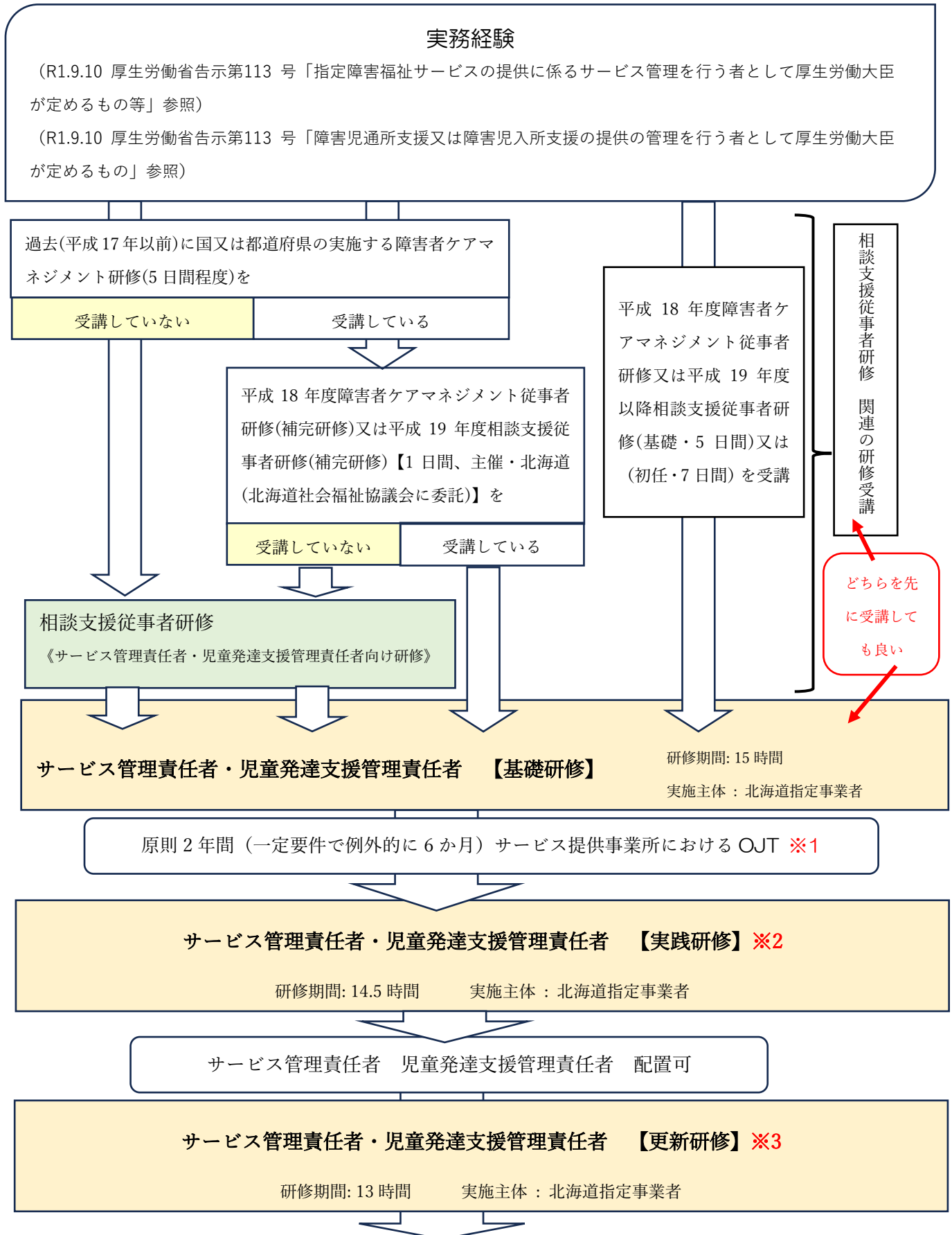
- ・基礎研修修了者が**生活支援員等として配置されたまま**、サービス管理責任者等のもとで、個別支援計画の原案作成の業務に従事する場合。
(生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案作成の業務に従事する場合)

- ※ 留意事項**
- 基礎研修修了者とは、「A:サービス管理責任者等基礎研修、B:相談支援従事者初任者研修講義部分の両方を修了した者」。
 - 基礎研修修了者となった日とは、「AとBの修了証の修了日のうち、後に受けた研修の修了日」。
 - OJT(実務経験)期間の計算は、基礎研修修了者となった日の翌日から数える。
例) Aの研修をR5.6.6に修了し、Bの研修をR5.7.12に修了した場合、R5.7.12が「基礎研修修了者となった日」となる。
OJTの開始はR5.7.13から可能であり、その場合は、R7.7.12以降に実践研修が受講可能となる。
 - 実務経験や研修受講要件等を満たさずに研修を修了した場合は、研修の修了を無効とする。

別紙 7

(参考) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る必要な研修の要件について

※基礎研修受講者とは「相談支援従事者研修初任者研修講義部分」及び「サービス管理責任者等基礎研修」修了者



- ※1 OJT実施6か月に関する一定要件は以下の内容を全て満たす必要がある。
- ・基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3~8年）を満たしていること。
 - ・障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。
 - ・上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う（原則はOJT開始前に届出必要）
- ※2 2019~2021 年度の基礎研修受講者は、実務要件が満たされている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす
- ※3 5年に1度受講必須 ※2019年から5年間は経過措置として6時間プログラムでも可能